

令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件 名	摘 要
議案第 4 7 号	和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第 4 8 号	和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	P. 9
議案第 4 9 号	和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2 1
議案第 5 5 号	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2 5
議案第 5 6 号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 2 8
議案第 5 7 号	和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	P. 3 1
議案第 5 8 号	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 3
議案第 5 9 号	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 6
議案第 6 0 号	和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 9

議案第 47 号

和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児に係る部分休業に関して所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第8条、第10条第1項及び第2項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （育児短時間勤務の承認の取消事由） 第8条の6 育児休業法第12条において準用する<u>育児休業法</u>第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 （1）、（2）略 （育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い） 第8条の7 給与条例第36条の4第1項及び第37条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした職員は、<u>給与条例</u>第3	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第8条、第10条第1項及び第2項並びに第19条第1項<u>及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （育児短時間勤務の承認の取消事由） 第8条の6 育児休業法第12条において準用する<u>同法</u>第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 （1）、（2）略 （育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い） 第8条の7 給与条例第36条の4第1項及び第37条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした職員は、<u>同条例</u>第36

新	旧
6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。 2、3 略 (第1号部分休業の承認) 第10条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は規則で定める介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第10条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつ</u>	条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。 2、3 略 (部分休業の承認) 第10条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は規則で定める介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

新	旧
<u>たとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2)第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であ</u> <u>って、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当</u> <u>該残時間数</u> <u>(3)休憩時間の前又は後の勤務時間に分を単位とした時間がある場</u> <u>合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたと</u> <u>き 当該勤務時間の時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期</u> <u>間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基</u> <u>準として条例で定める時間)</u> <u>第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定</u> <u>める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員</u> <u>の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2)非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数</u> <u>に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事</u>	

新	旧
<u>情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第11条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> （部分休業の承認の取消事由） 第12条 育児休業法第19条第6項において準用する<u>育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第12条 育児休業法第19条第3項において準用する<u>同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> <u>（1）職員が部分休業により養育している子を、当該部分休業をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。</u> <u>（2）部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。</u> <u>（3）部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる</u>

新	旧
	<u>内容の部分休業を承認しようとするとき。</u>

(和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（令和5年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(部分休業の特例) 第11条 和泉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年和泉市条例第2号)第10条第1項の規定にかかわらず、市費負担教育職員が<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、正規の勤務時間において、15分を単位として行うものとする。</u>	(部分休業の特例) 第11条 和泉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年和泉市条例第2号)第10条第1項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の<u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。)</u>の承認は、正規の勤務時間<u>の始め又は終わり</u>において、15分を単位として行うものとする。

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(給与の減額) 第15条 略	(給与の減額) 第15条 略

新	旧
2 職員が <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	2 職員が部分休業(<u>当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。</u>)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の和泉市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 48 号

和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）の改正に準じ、鉄道賃の急行料金の支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員旅費条例の一部改正）

第1条 和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（旅費の種類） 第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u> 第4条、第5条 略	（旅費の種類） 第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び移転料とし、順路によりこれを支給する。ただし、公務の都合又は天災その他やむをえない事由により順路によりがたい場合においては、その現に通過した経路による。</u> <u>（旅行中に年度経過、職務の変更があった場合）</u> 第4条 <u>鉄道旅行、水路旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等により旅費を区分して計算する必要がある場合においては、最初の目的地に到着した日をもって、その路程を区分して計算する。</u> 第5条、第6条 略

新	旧
<u>(職員以外の者の旅費)</u> 第6条 略 <u>(鉄道賃)</u> 第7条 鉄道賃は、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	第7条 略 <u>(鉄道賃)</u> 第8条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 2 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。 (1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定するもののほか、座席指定料金 3 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1) 特別急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行については、特別急行料金 (2) 普通急行列車を運行する線路による片道50キロメートル以上の旅行については、急行料金 4 第2項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行について、支給す

新	旧
<u>(船賃)</u> 第8条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 寝台料金</u> <u>(3) 座席指定料金</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(航空賃)</u> 第9条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に	る。 <u>(船賃)</u> 第9条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 2 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。 <u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> <u>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u> <u>(航空賃)</u> 第10条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

新	旧
<u>掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 座席指定料金</u> <u>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(その他の交通費)</u> <u>第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> <u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（以下「レンタカー」という。）の賃料その他の移動に直接要</u>	<u>2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u> <u>(車賃)</u> <u>第11条 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>2 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。</u>

新	旧
<u>する費用</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(宿泊手当)</u> <u>第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときの宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。</u> <u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円</u> <u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円</u> <u>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、1夜当たり800円とする。</u> <u>4 旅行者が、旅行中住所又は居所若しくはこれに相当する場所に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u> <u>(宿泊費及び包括宿泊費)</u>	<u>(日当)</u> <u>第12条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u> <u>2 日当の額は、別表の定額による。</u> <u>3 近畿管内の日帰り旅行にあつては、前項の規定にかかわらず、別表の定額の2分の1に相当する額による。</u> <u>4 大阪府内の旅行にあつては、前3項の規定にかかわらず、日当は支給しない。</u> <u>(宿泊料)</u>

新	旧
第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。 （転居費） 第13条 新たに採用された職員（本市以外の機関からの派遣を受け	第13条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ支給する。ただし、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 2 宿泊料の額は、市長が別に定めるもののほか、別表の額による。 第14条 削除 （旅行日数の計算） 第15条 旅行日数は、公務のため要した日数による。 2 前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には400キロメートル、水路旅行には200キロメートル、陸路旅行には50キロメートルについて、1日の割合で通算した日数を超えることはできない。ただし、1日未満の端数は、これを1日とする。 （移転料等） 第16条 新たに採用された職員（本市以外の機関からの派遣を受け

新	旧
入れて採用した職員その他の市長が特に必要があると認めた職員に限る。以下同じ。)又は転任を命ぜられた職員であって、勤務地への赴任に伴い<u>転居</u>(同一都道府県の区域内におけるものを除く。)を要すると市長が認めた場合は、職員に対して<u>転居</u>に要する<u>転居費</u>を支給する。 2 <u>転居費の額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定した額とする。</u>	入れて採用した職員その他の市長が特に必要があると認めた職員に限る。以下同じ。)又は転任を命ぜられた職員であって、勤務地への赴任に伴い<u>住居の移転</u>(同一都道府県の区域内におけるものを除く。)を要すると市長が認めた場合は、職員に対して次に掲げる額を上限として住居の移転に要する<u>移転料</u>を支給する。 (1) 赴任の際扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。)を移転する場合には、旧勤務地(新たに採用された職員については、居住地)から新勤務地までの路程に応じ、<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1に定める6級以下4級以上の職務にある者の移転料の額</u> (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合(扶養親族を有しない場合を含む。)には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額 2 <u>市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。</u>

新	旧
(1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> (2) <u>転居をする職員が宅配便又は自家用自動車、レンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u> 3 <u>前項の算定に当たっては、市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</u> 4 <u>転居をする職員又は当該職員の家族が他から転居に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前3項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u> <u>(家族移転費)</u> 第14条 <u>家族移転費は、職員の赴任に伴い家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項及び次項において同じ。)を、その赴任の際又はその赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に当該職員の新居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更</u>	3 <u>第1項に定める場合においては、同項に定める移転料のほか、職員及び同居の親族の移転に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料を支給する。</u>

新	旧
<u>に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転するのに要する費用とし、市長が特に必要と認める場合に支給する。</u> <u>2 家族移転費の額は、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の合計額に相当する額とする。</u> <u>3 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u> <u>(旅行中解職された者の旅費)</u> <u>第15条 略</u> <u>第16条 略</u> (遺族の旅費) <u>第17条 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費を支給する。</u> <u>2 前項の遺族とは、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u>	<u>第17条及び第18条 削除</u> <u>第19条 略</u> <u>第20条 略</u> (遺族の旅費) <u>第21条 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、死亡地から旧勤務場所までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。</u> <u>2 前項の遺族とは、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u>

新	旧				
3 略 <u>第18条 略</u> <u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第19条 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費は、現に支払い、又は支払うこととなる額を超えて支給することはできない。</u> <u>第20条 略</u>	3 略 <u>第22条 略</u> <u>第23条 略</u> <u>別表</u> <table border="1"> <tr> <td><u>日当（1日につき）</u></td><td><u>宿泊料（1夜につき）</u></td></tr> <tr> <td><u>2,000円</u></td><td><u>14,000円</u></td></tr> </table>	<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>2,000円</u>	<u>14,000円</u>
<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>				
<u>2,000円</u>	<u>14,000円</u>				

(和泉市実費弁償条例の一部改正)

第2条 和泉市実費弁償条例（昭和31年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭した参考人に支給する<u>実費弁償</u>) <u>第3条 前2条の規定にかかわらず、地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願に関す</u>	(自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭した参考人に支給する<u>日当</u>) <u>第3条 前2条の規定にかかわらず、地方自治法第109条第6項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、</u>

新	旧
る意見の陳述を行うために出頭したものに<u>対する実費弁償額は、日額1, 0 0 0円とし、その都度これを支給する。</u>	自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭したものに<u>対しては、日当のみを支給し、その額は、1, 0 0 0円とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の和泉市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の規定は、施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合は、なお従前の例による。

議案第 49 号

和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においてもこれに準じ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（公費の支払） 第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	（公費の支払） 第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

新	旧
(公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。	(公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(公費の支払) 第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数	(公費の支払) 第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数

新	旧
がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 55 号

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

水道事業及び公共下水道事業の経営、計画その他重要事項について審議を行うため、和泉市上下水道事業経営審議会を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧				
(組織) 第3条 略 <u>(附属機関)</u> 第3条の2 水道事業及び公共下水道事業に係る附属機関を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td><u>和泉市上下水道事業</u> <u>経営審議会</u></td><td><u>水道事業及び公共下水道事業の経営、計画その他重要事項についての審議に関すること。</u></td></tr></table> 2 前項の附属機関の組織及び運営については、管理者が別に定める。	名称	担任する事務	<u>和泉市上下水道事業</u> <u>経営審議会</u>	<u>水道事業及び公共下水道事業の経営、計画その他重要事項についての審議に関すること。</u>	(組織) 第3条 略
名称	担任する事務				
<u>和泉市上下水道事業</u> <u>経営審議会</u>	<u>水道事業及び公共下水道事業の経営、計画その他重要事項についての審議に関すること。</u>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

災害その他非常の場合にあつて、指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けたものによる給水装置工事の施行を可能にするほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業給水条例（平成9年和泉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（工事の施行） 第6条 前条に規定する給水装置の新設等の工事（第38条から第38条の3までを除き、以下「工事」という。）は、管理者又は第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者の法第16条の2第1項の規定に基づく指定を受けたものが施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定により、<u>管理者以外のものが</u>工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3、4 略 （指定給水装置工事事業者）	（工事の施行） 第6条 前条に規定する給水装置の新設等の工事（第38条から第38条の3までを除き、以下「工事」という。）は、管理者又は第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する。 2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者が</u>工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3、4 略 （指定給水装置工事事業者）

新	旧
第9条 指定給水装置工事事業者とは、法第16条の2第1項の規定に基づき、管理者の指定を受けた<u>もの</u>をいう。 2 指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする<u>もの</u>は、管理者に指定の申請をしなければならない。法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けようとする<u>もの</u>も、同様とする。 3、4 略	第9条 指定給水装置工事事業者とは、法第16条の2第1項の規定に基づき、管理者の指定を受けた<u>者</u>をいう。 2 指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする<u>者</u>は、管理者に指定の申請をしなければならない。法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けようとする<u>者</u>も、同様とする。 3、4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえて、条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

（基本理念）

第3条 この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を

提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(乳児等通園支援事業者における設備及び運営基準の向上等)

第4条 乳児等通園支援事業者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、この条例で定める基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、必要と認めるときは、府令第3条第1項に定めるところにより、乳児等通園支援事業者に対して、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- （1）乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- （2）その提供する乳児等通園支援の内容
- （3）職員の職種、員数及び職務の内容
- （4）乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- （5）保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6）乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- （7）乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- （8）緊急時等における対応方法
- （9）非常災害対策
- （10）虐待の防止のための措置に関する事項
- （11）その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下この項において「事業実施区域」という。）内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事す

る職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35

号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 58 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体</u>（以下「<u>認定地方公共団体</u>」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「<u>改正法</u>」という。）<u>附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号。以下この項において「<u>施行日前国家戦略特別区域法</u>」という。）<u>第12条の5第3項に規定する事業実施区域</u>であつ	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

新	旧
<u>た区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1)、(2) 略 3 略	(1)、(2) 略 3 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 59 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

新	旧
(2) ～ (4) 略 2 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(2) ～ (4) 略 2 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 60 号

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年和泉市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（職員） 第 10 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから 2 年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 （1）保育士（<u>法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体</u>（以下この号において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この号において「改正法」という。）附則第 12 条の規	（職員） 第 10 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから 2 年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 （1）保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）の資格を有する者

新	旧
<u>定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)</u> <u>第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(以下この号において「事業実施区域」という。)</u>内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者 (2)～(10)略 4、5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(2)～(10)略 4、5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。